

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 天命に生きる...!

大学（法学部）に入学して最初の憲法の講義のときに「日本には人権の無い人がいます。誰だか分かりますか？」と聞かれたことを思い出します。日本では人は生まれながらにして基本的人権というものがあるが認められていないとばかり思っていたので「そんなことあるのかな？」と感じたのを良く覚えています。

その答えは「天皇陛下」でした。

天皇陛下には職業選択の自由も、結婚の自由もありません。勝手に旅行に行く自由も、勝手に休日をとる自由も、好きなものを好きなだけ買ったり食べたりする自由もありません。

もちろん政治的にも何の権力もありません。すべてのことを「自分で決めることができない」のです。そして、生まれながらにして「国民の象徴」という天命（天から与えられた使命）を生きなければなりません。

これって良く考えるとスゴイことですよ... 自分に照らし合わせたら... 信じられません。

私の人生の最優先のコンセプトは「自由に生きる」ことです。そのためには「リスク」と「責任」をできる限り積極的に選択することを自分の生き方として決めています。

できるだけリスクや責任を避けることが自由だと勘違いしている人たちも多いようですが、人の世ではリスクや責任を取る人が決定権を持ち、リスクや責任を取らない人には決定権を持つ人の決めた範囲の中での狭い選択権しか与えられません。つまり、リスクと責任を避けてお気楽だけど不自由に生きるのか？リスクと責任を積極的に選択して自由に生きる覚悟をするのか？その二つの選択肢があるのだと思います。

でも、自分で選択しないのに生まれながらにして大きな責任を与えられている天皇陛下に比べれば自分の生き方を選択できる私たちがいかに大きな自由を持っているかが分かります。

さらにすごいのは、皇后であった美智子様や新皇后である雅子様は自由な平民の家に生まれたにもかかわらず、自らの意思（決意）で基本的人権を捨てて皇室に入り、皇族の生まれでないことから生ずる様々な障害を乗り越えて、さらには子育てを含めた皇族のしきたりを自ら改革しながら天皇陛下を守り続ける人生を選択しました。その「人」としての強さと聡明さに頭が下がります。

生まれながらに天から与えられた使命を全うする生き方...

そして、自ら選択して使命をまっとうする生き方...

私たちも、それぞれにきっと人として「天から与えられた使命」があるのだと思います。

ましてや経営者にとって経営とは「自社のミッション（使命）の追及」であり、それが社会の公器と言われる本当の意味なのだと思います。しかし、それに気づき、その使命に生きようとする経営者はごく少数に限られています。そう思うと、国民のために生きた天皇・皇后両陛下の「人としての生き様」に感動します。

私は右翼でも天皇制擁護派でもありませんが、こんな人たちがいらっしやることを思うと感動と感謝で一杯になります。まさに国民統合の象徴であり、国民の心のよりどころであり、ある意味で人の生き方としての手本なんだと思います。

遅ればせながら、私も自分が天から与えられているであろう「使命」について今一度深く考えて、自社のミッションを通して自分の人生の使命を全うすべく自分の生き方を見直したいと思います。

そして、元気に明るく胸を張って... 新しい時代「令和」を歩み出したいと思います。

感謝です。

## ◆所得拡大促進税制の改正について

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している事業者が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から控除できる制度です。2018年度税制改正により、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始される事業年度、つまり、2019年3月決算の事業者から変更された制度が適用されます（設立事業年度の場合は対象外。）。今回は改正された制度の内容について見ていきます。

### ●税額控除について

適用要件の違いから、2通りの税額控除が設けられています。

- (1) 一定以上の賃上げを行った場合、給与総額の前年度からの増加分の15%を控除（改正前は10%）。
- (2) 一定以上の賃上げに加え、特定の要件に該当する場合、(1)に10%を上乗せした25%を控除（当改正で追加）。

いずれの税額控除においても、改正前と同様、法人税額の20%が上限となっております。次に、それぞれの適用要件をご説明します。

### ●税額控除(1)の適用要件

適用年度の継続雇用者に支払った給与等の総額が、前事業年度に比べて1.5%以上増加していることとなっています。継続雇用者とは、以下の(1)～(3)の全てを満たす者を指します。

- (1) 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である者。
- (2) 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である者。
- (3) 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者。

ちなみに、税額控除の項目に出てきた「給与総額」は、継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等の給与等は除く。）をいいます。以下は、継続雇用者の具体例となります。

	備考	前事業年度(17.4.1~18.3.31)	適用事業年度(18.4.1~19.3.31)	結果
A	17年4月入社	各月全て一般保険者として給与支給	各月全て一般保険者として給与支給	継続雇用者
B	18年1月入社	18年1月から一般保険者として毎月給与支給	各月全て一般保険者として給与支給	非継続雇用者
C	17年4月以前入社	各月全て一般保険者として給与支給	18年4月から休職（毎月給与支給）	継続雇用者
D	17年4月以前入社	各月全て一般保険者として給与支給	18年4月から休職（給与支給なし）	非継続雇用者

### ●税額控除(2)の適用要件

適用年度の継続雇用者に支払った給与等の総額が、前事業年度に比べて2.5%以上増加していることに加えて、以下の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 適用年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額と比べて10%以上増加していること。
- (2) 適用年度終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること。

### ●さいごに

法人税をベースに説明してきましたが、所得税も同じ内容（個人事業主は2019年分から適用）となっております。教育訓練費や経営力向上計画など、やや複雑な部分もありますので、制度の詳細や気になる点がございましたら、弊所担当者までご相談下さい。

## ★ 悩める税制改正第5弾！

2019年度税制改正により「小規模宅地等の評価減の特例」の見直しが行われたり、配偶者居住権に関する規定が創設されたりしています。

### ● 事業用宅地等に関する改正

「小規模宅地等の評価減の特例」のうち、特定事業用宅地等の範囲の見直しが行われました。

「特定事業用宅地等」では親から子供が家業を引き継ぎ、そのための土地を相続した場合、条件を満たせば評価額を80%減らすことができ、相続税額を圧縮することができたのですが、今回は事業の用に供していた期間についての改正がありました。節税目的で相続の直前に家業を引き継ぐなどの問題点を指摘されていたため、相続開始前3年間に事業用とした土地は原則として特例の適用対象外となり、駆け込み節税は封じ込まれることとなりました。

この規定は2019年4月1日以後に相続により取得する宅地等について適用されますが、同日前から事業の用に供されている宅地等には適用されません。

### ● 配偶者居住権の創設

相続法（民法の相続規定）が大きく改正され、配偶者居住権が創設されました。

配偶者居住権とは、相続が開始したときに被相続人の所有していた住宅に住んでいた生存配偶者について、終身または一定期間、その住宅に賃料などを支払うことなく利用し続けること認める権利で改正相続法は2020年4月1日に施行されます。条件は配偶者居住権を設定する登記手続きを法務局にすることで権利が確保できます。

### ● 配偶者居住権の評価

相続法の施行に伴い認められた「配偶者居住権」についての相続税法上の評価方法が定められました。居住権には財産価値があるとみなされ、夫から相続する段階で課税対象とすることを税制で規定しています。

ここで注目すべきは、居住権を持つ妻が次に亡くなったときの税金の取り扱いです。詳細な評価方法については割愛し、今回は相続税における影響額の考え方をお伝えします。

夫が評価額6,000万円の家と2,000万円の預金を残して亡くなりました。残された妻は評価額2,500万円の居住権と1,500万円の預金を相続し、子供が家の所有権3,500万円と500万円の預金を相続するとします。

妻は家にずっと住み続けられる権利が確保され、当面の生活資金も確保でき不安なく生活ができます。次に妻が亡くなるとどうなるのでしょうか。

この場合、居住権そのものは消滅します。権利が消えてしまえば財産評価もなくなります。子どもが相続する財産は母親が残した預金だけになり、居住権分の相続税負担は子どもに生じないことを意味します。

いずれ消滅する居住権という財産の考え方が導入される結果、遺産を上手に分けることで相続税の節税につながるケースも考えられます。



### (株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

皆様10連休はどの様にお過ごしになられましたでしょうか。一連の報道を見ますと多くの方が海外旅行や国内旅行にお出掛けになられた様で、いつもとは異なる経験をされた方も多いのではないかと思います。心身ともにリフレッシュされた今、ご自身の将来もじっくりお考え下さい。

# 今月の yoko-so



今月はGW中に行われた恒例のBBQ大会と月初の理念研修、それと4月からスタートしたサンクスカードについてお伝えいたします。3月決算、5月申告全員で力を合わせて乗り切るぞ〜！！

## 春のBBQin二俣川



## 事務所の成り立ち



## サンクスカードいっぱい

今年も6月よりポロシャツを着用いたします



GWは空前の10連休、そして「平成」から「令和」という新しい時代に突入しました。GW終盤の最高の陽気の中、事務所の有志メンバーによる春のBBQ大会が二俣川にあるこども自然公園で行われました。ベビーカーに乗っていた赤ん坊があちこち走り回るようになっていたり大きくなって大人びてきた子供がいたりとの流れの早さを感じる、でも楽しい一日となりました。そして5月の月初の理念研修はもうすぐ設立30年を迎える横総の歴史を代表の泉が3時間に凝縮して話す、という時間となりました。新人はもちろん幹部や中堅メンバーにとっても事務所の理念やフィロソフィーがどのように出来上がっていったのかを知る、また横総がどんな素晴らしい人たちとの「出逢い」によって形作られたのかを知る良い時間となりました。また横総は4月からサンクスカードを始めました。当たり前ではなく有難う！そんな輪を少しづつ広げてまいります。

## 次号予告・お知らせ

この号が皆様のお手元に届くころ私たちは5月申告の佳境を迎えていることでしょう。何とか乗り切ってスッキリと6月を迎えたいものです。6月と言えばクールビズ、そう、TEAMyoko-soは今年も環境省の推奨する基準を基に6月1日よりポロシャツにて営業させていただきます。皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます

<実施期間>

2019年6月1日～9月30日

# 今月の一言…“良薬は口に苦し”

世の中で起こることはすべて必然であり

世の中に存在するものはすべて必要である

(船井総合研究所 創業者 船井幸雄)

私の生き方に対する基本理念です。世の中に理由のないコトはありません、どんなに自分にとって都合の悪いことでも素直に受容れ起こった事の理由を理解することが大切です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 3 3)

★ 先日、国宝の「曜変天目」茶碗を見に行き行って参りました。世界に3碗しか存在しない茶碗の1つです。中国から舶載されたものが、いずれも国宝に指定され、完成品は日本にしか存在しない、このうえなく貴重な作品です。この茶碗を小学4年生の時に見て以来とりことなってしまうました。暗闇の中に満点の星が輝くような茶碗です。不思議とこの茶碗を見ていると心が安らぎ、まるで満点の星空に囲まれているような気持ちになります。3年振りに再開を果たし何だかワクワク、ドキドキしてしまいました。 (NISHIO)

★ GWの合間、支援をさせて頂きましたお客様の経営計画発表会に参加させて頂きました！社長の事業に対する想いに始まり、幹部社員の目的・目標意識を強く感じる発表会で、今期社長が掲げたテーマの「共感化」に改めて気づきを頂く貴重な時間となりました。目指すビジョンを明確に掲げ、その夢に「いいね！」する社員をどれだけ作れるかこそ、これからの時代、企業に求められる経営の在り方なのだ。社長の社員にむけた「この指止〜まれ！」をサポートする【将軍の日】、是非オススメです！ (TOCHIKURA)

★ 母が体調を崩し、一緒に暮らすようになってから1ヶ月が経過しました。それまで夫婦2人で気ままな生活を送っていたので最初はとまどいでしたが、色々見直すきっかけになっています。特に健康面。食事、運動、睡眠。今まで何気なく行っていたことが健康維持にとっても重要で、一回一回を大切にしなければいけないと教えられています。母もゆっくりと回復しつつあるので、あと少しかもしれませんが共に支えてくれる旦那に感謝をしつつ一緒に過ごせる時間を大切にしたいと思います。 (YAMAMOTO)

★ 連休に孫一家の相手疲れきった家内の慰労に、先週末は二人で宝川温泉・汪泉閣に出かけました。広い露天風呂で有名な水上の山奥の温泉ですが客の半分が外人なのは驚きです。インバウンド、スゴイですね〜。そのついでに谷川岳の仲間の慰霊碑にお参りをしました。若い頃、あるときには仲間と笑いながら、あるとき



ときには友と息を切らして、あるときには死神から逃れようと早足で、あるときには吹雪の中を一人プレッシャーに押しつぶされそうになりながら、何度も歩いた国境稜線に続く旧清水越国道を暖かい春の陽射しの中家内と辿りました。一ノ倉沢の出会いで先輩のMさんの碑に線香をあげ、さらに奥の幽ノ沢の同級生だったTさんの碑まで歩きましたが、今年はまだ深い雪の下でした。思い返すと、自分の価値観のすべての原点がこの山々での日々にあります。Tさんが逝って30年目の春。岩壁はあの時と何も変わらず聳えています。線香の煙がブナの新緑を揺らす風に舞って、白銀の稜線に翔んで行きました。30年分長生きした自分の生き様とガラスのように透通っていた友の生き方を比べてしばし思いに耽りました。 (IZUMI)

## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：2019年6月11日(火)27(木)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

**第101回「アンガーマネジメントで職場に安心感と生産性を！」**

講師：日本アンガーマネジメント協会 ファシリテーター・トレーナー

国際コーチ連盟 プロフェッショナル認定コーチ 畑 さち子

日時：2019年6月20日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

### **ネットワーク**

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります